

報告第2号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,232千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 160,963	千円 Δ12,232	千円 148,731
	1 貸付金元利収入	160,963	Δ12,232	148,731
歳 入 合 計		241,088	Δ12,232	228,856

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 生活福祉費		千円 241,088	千円 Δ12,232	千円 228,856
	1 母子父子寡婦福祉費	241,088	Δ12,232	228,856
歳 出 合 計		241,088	Δ12,232	228,856

報告第3号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長崎県知事 中 村 法 道

平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,764千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 4,410	千円 Δ1,630	千円 2,780
1 繰入金		3,779	Δ2,050	1,729
	1 一般会計繰入金	3,779	Δ2,050	1,729
3 諸収入		630	420	1,050
	1 雑入	630	420	1,050
(就農支援資金業務勘定)		763	Δ134	629
1 繰入金		743	Δ115	628
	1 一般会計繰入金	743	Δ115	628
2 繰越金		10	Δ9	1
	1 繰越金	10	Δ9	1
3 諸収入		10	Δ10	0
	1 雑入	10	Δ10	0

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	千円 79,865	千円 Δ1,764	千円 78,101

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 4,410	千円 Δ1,630	千円 2,780
1 農林水産業費		4,410	Δ1,630	2,780
	1 農業費	4,410	Δ1,630	2,780
(就農支援資金業務勘定)		763	Δ134	629
1 農林水産業費		763	Δ134	629
	1 農業費	763	Δ134	629
歳出	合計	79,865	Δ1,764	78,101

報告第4号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ666千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 Δ666	千円 82
1 繰入金		745	Δ666	79
	1 一般会計繰入金	745	Δ666	79
3 諸収入		2	0	2
	1 県預金利子	1	1	2
	2 雑入	1	Δ1	0
歳入合計		748	Δ666	82

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(業務勘定)		千円 748	千円 △666	千円 82
1 農林水産業費		748	△666	82
	1 林業費	748	△666	82
歳 出	合 計	748	△666	82

報告第5号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長崎県知事 中 村 法 道

平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）

平成30年度長崎県県営林特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,909千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 194,986	千円 Δ659	千円 194,327
	1 国庫負担金	659	Δ659	0
2 財産収入		91,640	15,126	106,766
	1 財産運用収入	22	Δ1	21
	2 財産売払収入	91,618	15,127	106,745
3 繰入金		111,309	Δ23,156	88,153
	1 一般会計繰入金	111,309	Δ23,156	88,153
4 繰越金		8	Δ2	6
	1 繰越金	8	Δ2	6
5 諸収入		28	82	110
	1 雑入	28	82	110
6 県債		3,300	Δ3,300	0

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県債	千円 3,300	千円 Δ3,300	千円 0
歳入	合計	401,271	Δ11,909	389,362

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 401,271	千円 Δ11,909	千円 389,362
	1 林業費	257,810	Δ11,910	245,900
	2 公債費	143,461	1	143,462
歳出	合計	401,271	Δ11,909	389,362

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県営林造林事業費	千円 3,300	普通貸借 (借入先) (株)日本政策金融公庫 (借入時期) 平成30年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	(株)日本政策金融公庫第12条第2項及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第5条第2項により(株)日本政策金融公庫の定めるところによる。	借入時期から40年以内(うち据置期間25年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 0				
計	3,300				0				

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 233,927	千円 Δ35,000	千円 198,927
1 繰入金		240	Δ30	210
	1 業務勘定繰入金	240	Δ30	210
2 繰越金		198,927	Δ50,206	148,721
	1 繰越金	198,927	Δ50,206	148,721
3 諸収入		34,760	15,236	49,996
	1 貸付金元利収入	34,760	15,236	49,996
(業務勘定)		1,532	Δ1,000	532
1 繰入金		1,290	Δ1,000	290
	1 一般会計繰入金	1,290	Δ1,000	290
3 諸収入		241	0	241
	1 県預金利子	240	Δ29	211

	2 雑 入	1	29	30
歳 入	合 計	235,459	△36,000	199,459

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 233,927	千円 △35,000	千円 198,927
1 農林水産業費		233,927	△35,000	198,927
	1 水産業費	233,927	△35,000	198,927
(業務勘定)		1,532	△1,000	532
1 農林水産業費		1,532	△1,000	532
	1 水産業費	1,532	△1,000	532
歳 出	合 計	235,459	△36,000	199,459

報告第7号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 8,109	千円 Δ1,592	千円 6,517
	1 一般会計繰入金	8,109	Δ1,592	6,517
2 繰越金		8,095	Δ1,599	6,496
	1 繰越金	8,095	Δ1,599	6,496
3 諸収入		181,951	Δ10	181,941
	1 貸付金元利収入	181,951	Δ10	181,941
歳 入 合 計		198,155	Δ3,201	194,954

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 198,155	千円 Δ3,201	千円 194,954
	1 商工業費	28,099	Δ3,171	24,928
	2 公債費	170,056	Δ30	170,026
歳出合計		198,155	Δ3,201	194,954

報告第8号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,917千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 245,584	千円 △44,917	千円 200,667
	1 雑入	245,584	△44,917	200,667
歳入合計		297,491	△44,917	252,574

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 297,491	千円 △44,917	千円 252,574
	1 庁用管理費	89,846	△11,917	77,929
	2 文書管理費	207,645	△33,000	174,645
歳出合計		297,491	△44,917	252,574

報告第9号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長崎県知事 中 村 法 道

平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,629千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 166,972	千円 Δ3,861	千円 163,111
	1 使用料	166,972	Δ3,861	163,111
2 繰入金		66,599	Δ4,769	61,830
	1 一般会計繰入金	66,599	Δ4,769	61,830
3 繰越金		1	3	4
	1 繰越金	1	3	4
4 諸収入		2	Δ2	0
	1 雑入	2	Δ2	0
歳入合計		333,574	Δ8,629	324,945

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 333,574	千円 Δ8,629	千円 324,945
	1 水産業費	333,275	Δ8,629	324,646
歳 出 合 計		333,574	Δ8,629	324,945

報告第10号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長崎県知事 中 村 法 道

平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）

平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108,761千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,584,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 826,010	千円 △69,414	千円 756,596
	1 使用料	826,010	△69,414	756,596
2 財産収入		8,461	1,557	10,018
	2 財産売払収入	0	1,557	1,557
3 繰入金		602,024	35,205	637,229
	1 一般会計繰入金	602,024	35,205	637,229
4 繰越金		1	2,860	2,861
	1 繰越金	1	2,860	2,861
5 諸収入		89,041	3,231	92,272
	1 雑入	89,041	3,231	92,272
6 県債		1,167,900	△82,200	1,085,700
	1 県債	1,167,900	△82,200	1,085,700

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	千円 2,693,437	千円 Δ108,761	千円 2,584,676

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 2,693,437	千円 Δ108,761	千円 2,584,676
	1 港湾費	967,937	Δ97,753	870,184
	2 公債費	1,725,500	Δ11,008	1,714,492
歳出	合計	2,693,437	Δ108,761	2,584,676

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 土 木 費			125,000 ^{千円}		172,800 ^{千円}
	1 港 湾 費		125,000		172,800
		港湾施設整備費	125,000	補正前に同じ。	172,800
合		計	125,000		172,800

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾施設整備費	1,167,900 ^{千円}	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 平成30年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直しの 利率)	借入時期から30 年以内(うち据 置期間5年以 内)において元 利均等又は元金 均等などの償還 の方法による。 ただし、本県財 政の都合によ り、繰上償還を なし、又は償還 年限を短縮し、 若しくは借換え をすることがで きる。	1,085,700 ^{千円}	補正前に同じ。	補正前 に同じ。	補正前に同じ。
計	1,167,900				1,085,700			

報告第11号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長崎県知事 中 村 法 道

平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第5号）

平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,578千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,459,548千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 635,541	千円 △42,554	千円 592,987
	1 負担金	635,541	△42,554	592,987
2 国庫支出金		531,500	△6,326	525,174
	1 国庫負担金	531,500	△6,326	525,174
3 繰入金		85,268	△842	84,426
	1 一般会計繰入金	85,268	△842	84,426
4 繰越金		71,617	16,444	88,061
	1 繰越金	71,617	16,444	88,061
5 県債		171,200	△2,300	168,900
	1 県債	171,200	△2,300	168,900
歳入合計		1,495,126	△35,578	1,459,548

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 1,495,126	千円 Δ35,578	千円 1,459,548
	1 流域下水道費	1,353,020	Δ35,539	1,317,481
	2 公債費	142,106	Δ39	142,067
歳 出 合 計		1,495,126	Δ35,578	1,459,548

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
1 土 木 費			48,600 ^{千円}
	1 流域下水道費		48,600
		大村湾南部流域下水道維持管理費	48,600
合		計	48,600

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道建設費	千円 171,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 平成30年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年 利 5.0%以 内 (ただし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ	千円 168,900	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	171,200				168,900			

報告第12号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長崎県知事 中 村 法 道

平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

平成30年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,129,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 72,196	千円 Δ371	千円 71,825
	1 財産運用収入	72,196	Δ371	71,825
2 繰入金		3,100,138	0	3,100,138
	1 一般会計繰入金	3,028,138	176	3,028,314
	2 基金繰入金	72,000	Δ176	71,824
歳入合計		64,130,334	Δ371	64,129,963

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 64,130,334	千円 Δ371	千円 64,129,963
	1 公 債 費	64,130,334	Δ371	64,129,963
歳 出	合 計	64,130,334	Δ371	64,129,963

報告第13号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和元年6月17日

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ848,242千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,061,940千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		50,460,958 ^{千円}	Δ802,996 ^{千円}	49,657,962 ^{千円}
	1 国庫負担金	31,970,390	Δ200,692	31,769,698
	2 国庫補助金	18,490,568	Δ602,304	17,888,264
3 財産収入		3,315	Δ2,529	786
	1 財産運用収入	3,315	Δ2,529	786
4 繰入金		10,907,378	Δ403,430	10,503,948
	1 一般会計繰入金	10,218,373	25,128	10,243,501
	2 基金繰入金	689,005	Δ428,558	260,447
5 諸収入		50,739,669	360,713	51,100,382
	1 雑入	50,739,669	360,713	51,100,382
歳入合計		155,910,182	Δ848,242	155,061,940

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 生活福祉費		155,910,182 <small>千円</small>	Δ848,242 <small>千円</small>	155,061,940 <small>千円</small>
	1 社会福祉費	155,910,182	Δ848,242	155,061,940
歳 出 合 計		155,910,182	Δ848,242	155,061,940